

供 関 (27 . 9 . /)

給与 課長	局付	職員 管理官	管理官補佐	係長	係	担当
			と			

全司法本部との応答メモ

- 1 日 時 平成27年8月31日(月) ①午後3時00分～午後3時06分
②午後3時08分～午後3時50分
- 2 場 所 ①給与課長室 ②職員管理官室
- 3 出席者 (当局側) 春名給与課長(①のみ)
平田職員管理官, 鈴木補佐
(本部側)

4 要 旨

【① 給与課長室での説明】

- 平成28年度概算要求について
(当局)

別紙1及び2を交付の上説明

【② 職員管理官室での説明】

- 平成28年度概算要求について

別紙1及び2に基づき説明, その後のやりとりは別紙3のとおり

以 上

平成28年度概算要求（増員関係）について

国家公務員の定員について、政府は、平成26年7月25日、業務改革を推進して定員の合理化に強力に取り組むこと等を内容とする「国家公務員の総人件費に関する基本方針」を閣議決定し、同日、毎年2%（5年10%）以上を合理化すること等を内容とする「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」を閣議決定しており、国の財政状況が逼迫している中、既存業務の増大への対応は定員の再配置により対処する方針を明確にするなど、増員を取り巻く情勢は非常に厳しい状況になっている。

他方、司法制度改革については、法制度の枠組みが完成し、裁判員制度をはじめとして実施・運用の段階に入っているところ、裁判所としては、これらの制度改革をより実効性のあるものとするため、引き続き種々の見直しを行うとともに、裁判所の人的態勢についても国民の負託に応えていく裁判を実現するための充実強化を図っていく必要がある。具体的には、社会経済情勢の変化等を背景として個々の事件がより一層複雑困難化している民事訴訟事件の審理を充実させるとともに、家事事件について、平成25年1月に施行された家事事件手続法の趣旨に沿った適正な手続を実現するとともに、引き続き増加する成年後見関係事件に適切に対応するためには、裁判部門の処理態勢を更に強化する必要がある。

そこで、平成28年度は、極めて厳しい財政状況の下ではあるが、裁判官（判事）32人、書記官39人、合計71人の増員要求を行うとともに、速記官から書記官へ5人の振替要求を行った。

なお、平成28年度については、先に述べた閣議決定を踏まえた協力要請を受けて、裁判所では、定員合理化計画に協力するため、71人の定員削減を予定している。

平成28年度概算要求（増員以外）について

平成28年度概算要求の概要は、別添1「平成28年度概算要求の概要」のとおりである。

今回の概算要求では、司法権の適正な行使のために必要と考えられる予算額を要求したものであるが、今後の予算編成過程においては、財政当局から、国の厳しい財政状況を背景に、更なる要求内容の削減を求められることも想定されるところである。

平成28年度概算要求の概要

(単位：百万円)

	概算要求等額	(前年比)
概算要求総額	319,518	6,421
〈主要経費〉		
(1) 民事事件関係経費	3,665	▲ 309
(2) 刑事事件関係経費	4,887	477
(3) 家庭事件関係経費	6,730	156
〈人的機構の充実〉		
増員要求 71人		
裁判官 32人		
書記官 39人		
(この他に速記官からの振替5人)		
定員合理化 71人		
〈裁判所施設の整備〉		
裁判所庁舎の耐震化ほか	18,127	4,087

施設の主な案件については別添2のとおり

平成28年度概算要求施設主要案件

1 裁判所施設の耐震化

(1) 建替えによる耐震化

(新規分) 1庁

簡 裁 (新潟) 十日町 (29)

(継続分) 8庁

本 庁 福岡 高地 家 裁 (30)

地家裁支部 (神戸) 尼 崎 (28) (神戸) 明 石 (28)

(岐阜) 大 垣 (29) (那覇) 石 垣 (28)

(函館) 江 差 (28) (高松) 丸 亀 (30)

簡 裁 (甲府) 鰐 沢 (28)

(2) 改修による耐震化

(新規分) 12庁

地家裁支部 (静岡) 下 田 (28) (新潟) 佐 渡 (28)

(京都) 園 部 (28) (和歌山) 御 坊 (28)

(福井) 敦 賀 (28) (長崎) 壱 岐 (28)

(釧路) 根 室 (28)

簡 裁 (岡山) 高 梁 (28) (大分) 豊後 高田 (28)

(熊本) 御 船 (28) (旭川) 富 良 野 (28)

(松山) 八 幡 浜 (28)

(継続分) 5庁

最 高 裁 (29)

本 庁 大阪 高地 裁

地家裁支部 (水戸) 麻 生 (28) (仙台) 古 川 (28)

公 邸 最高裁判所長官公邸 (29)

2 庁舎新営

(継続分) 1庁

本 庁 (東京) 中目黒分室 (仮称)

3 庁舎増築

(継続分) 1庁

簡 裁 (千葉) 市 川 (29)

【増員関係】**(増員要求数)**

- 裁判官の増員要求数を昨年と同じ判事32人としたのはなぜか。

現在の事件動向を踏まえた上で、より一層複雑困難化する事件に適切に対処するとともに、今後の裁判部門の充実強化という観点から検討した結果、判事32人の増員を要求することとしたものである。

- 裁判官の増員要求数は昨年と同じであるのに、書記官の振替を含めた増員要求数は昨年よりも1人減ったのはなぜか。

書記官は、裁判所の基幹官職として、適正迅速な裁判を実現していく中で重要な役割を果たしていると認識しており、これまでも事件動向等を踏まえながら、必要な人員の確保に努めてきたものである。具体的には、平成9年からの15年間で振替を含めて2600人を超える大幅な増員を行ったほか、平成24年度に80人、平成25年度に48人、平成26年度に44人、平成27年度に39人の増員をして、繁忙庁を中心に配置し、必要な態勢整備を行ってきたところであり、平成28年度については、書記官44人を増員すれば、現有人員の有効活用と併せて、より適正かつ迅速な事件処理を行っていけると判断したものである。

- 司法制度改革審議会で大幅に増員すべきである旨意見されたのであるから、更に大幅な増員要求を行うべきである。

司法制度改革審議会において、裁判官については大幅な増員、裁判所書記官等の裁判所職員については、その質、能力の向上を一層推し進めるとともに、その適正な増加を図っていく必要があると意見されたことはそのとおりであるが、これまでも繰り返し説明しているとおおり、国家財政は極めて厳しく、行政省庁は既存業務の増大への対応を定員の再配置により対処するよう求められている状況にある。国家公務員の定員を巡る情勢は、これまでにない極めて厳しいものであり、人員増に対する風当たりはますます強くなっている。

さらに、書記官については、財政当局からは、ここ数年にわたる定員振替による増員効果を指摘されており、事件数の動向の上でも、成年後見関係事件を除いて各種事件で減少又は横ばいとなっているものの、司法制度改革審議会において意見を述べた裁判部門の充実強化に向けた必要な人員の確保という観点を踏まえた要求を行うこととしたものである。

- 東日本大震災からの復興においては法的紛争が増加すると思われるが、これに対応するための増員要求はしないのか。

復興に関連して様々な法的紛争が提起されることを想定し、これらの紛争を適切に解決できるよう人的態勢を整備しておく必要があると考えており、平成24年4月に、被害の大きかった沿岸部に所在する庁を中心に書記官等の増配置を行ったところである。一方、阪神淡路大震災の経験を踏まえると、震災に伴う法的紛争の増加は一時期に集中し、一定期間経過後には収束に向かうと予想されることから、今回の増員を含めて、現有人員を有効活用することにより、震災による法的紛争の増加に対応することとし、震災を理由とした増員要求を行わないこととしたものである。

- 成年後見関係事件の増加が著しいにもかかわらず、なぜ、家裁調査官の増員を要求しないのか。

家事事件は、後見関係事件が引き続き増加傾向にあるものの、少年事件については長期的に見た場合、減少傾向が続いており、平成26年の新受事件数は、近年のピークであった昭和58年に比べて約6分の1程度まで減少しており、家事、少年の事件全体を通じても、平成26年の新受件数の合計は、近年のピークであった昭和59年のそれを約7万件下回っている状況にある。これだけの減少は、財政当局との折衝に当たってかなり大きなインパクトを持つものと言わざるを得ない。その上、家裁調査官については、平成12年度から平成16年度まで毎年5人ずつ増員するとともに、平成15年度から平成18年度まで合計43人の事務官からの振替を行い、平成21年度については、5人の増員を行っており、平成28年度においては、現有人員の有効活用をすることによって、家事事件の適正迅速な処理を図ることができると判断したものである。

- 増員の理由として家庭事件の処理の充実強化を挙げているが、なぜ、家裁調査官ではなく、書記官の増員を要求することになるのか。

大幅な事件増加が続いている成年後見関係事件の処理について、本人の意向聴取等、家裁調査官が担うべき分野については、これまで家裁調査官の増員等によって態勢を整備し、併せて、効率的な事務処理を工夫することにより、事件数が増加する中でも適正な調査が行われるよう努めてきた

ところである。他方、成年後見関係事件の適正な処理のためには、家裁調査官が行う調査のみならず、書記官による法的な要件の審査、所定の手続の履践、事件関係者に制度を理解させるための説明が必要不可欠である。また、後見等監督事件の適正な処理のためには、後見人等から提出された財産目録、後見監督人から提出された報告書の精査等の事務をはじめ、後見人等や関係職種との連絡・調整などの役割を書記官が担っていくことが求められている。そのため、成年後見関係事件を中心として、家庭事件を適正迅速に処理するためには、書記官の増員が必要であると判断したものである。

- 後見等監督事件は、性質上、長期的に係属することが予想される事件であり、事務量は将来に向けて増加する一方であるが、将来の事務処理態勢についてどう考えているのか。

後見等監督事件については、これまでも、事務処理の合理化や各庁における運用の改善が図られてきたところであるが、後見等監督事件の性質上、長期的に係属し、その事務量が将来に向けて増加することが予想される状況を考えると、今後も事務処理の在り方について、引き続き検討するとともに、家事事件全体の事件動向や事件処理状況等を踏まえながら、適正な人員配置に努めていきたい。

(速記官の振替)

- 速記官の書記官への振替要求を5人にしたのはなぜか。

これまで緩やかに録音反訳方式に移行し、速記官として働き続けることを希望する職員の任用等に支障が生じない範囲内で、速記官から書記官への振替要求をしてきたところであるが、平成28年度期首における速記官の現在員見込みを踏まえた上で、振替要求数を検討した結果である。

- 今後も速記官から書記官への振替を要求していくのか。

これまで説明してきているとおり、緩やかに録音反訳方式に移行していくという当局の方針に変更はないが、次年度以降の振替要求数についても、期首における速記官の現在員見込み等を踏まえて検討していくことになる。

- 書記官任用研修が終了したのになぜ振替を続けるのか。

速記官から書記官への転官数のみが振替数の要因となるものではなく、振替数については、期首における速記官の現在員見込み等を踏まえて検討していくため、書記官任用研修が終了したからといって、振替が終わることにはならない。

- 書記官任用研修終了後の対応について検討状況を明らかにしてもらいたい。

平成21年度の書記官任用研修の意向調査で同研修の参加を希望しながら、家庭の事情等で平成21年度の研修に参加できなかった者に対して、同人らの事情を踏まえて何らかの対応がとれないか検討しているところで

あるが、書記官資格付与といった重要な問題であることから、検討のためにはある程度まとまった時間が必要と考えており、まだ検討状況を示せる段階にはない。

(事務官の振替)

- 事務官から書記官への振替要求を行わなかったのはなぜか。

平成24年4月の資料課組織の見直しに伴い、資料課に配置されていた定員については、その一部を書記官に振り替えたほか、事務局を含む繁忙庁の繁忙部署に移行させたところであるが、移行後においても、事務処理の簡素化、効率化という観点から更なる事務処理態勢の見直しを図りつつ、裁判部の充実強化という観点から、平成24年から3年にわたって30人を書記官に振り替えてきており、現在の事務官の職場状況等も踏まえ、今年度も振替要求を行わないこととしたものである。

- 今後も事務官から書記官への振替は行わないのか。

今後の事務官から書記官への振替については、事務処理の簡素化、効率化という観点から事務処理態勢の見直しを不断に図りながら、事務官の職場状況等を踏まえて検討していくことになる。

(その他)

- なぜ政府の協力要請に裁判所が応じるのか。

これまでも説明しているとおり、裁判所は行政機関ではないので、政府の定員合理化計画に直ちに拘束されるものではない。しかし、国家公務員の定員を巡る情勢が厳しさを増す中で、引き続き裁判部の充実・強化を図っていくためには、政府からの協力依頼を踏まえて、国家の一機関として、他の行政官庁と同様に、事務の効率化等必要な内部努力を行い、定員合理化に協力することは必要と考えている。こうした考えに基づき、事務局部門に限って、従前から削減計画に協力しているものである。

今後も、司法行政部門について、裁判部門に影響を及ぼすことなく、事務の簡素化、合理化を行うことができる範囲に限って協力していくことになる。

○ 合理化対象を事務局部門に限定し、裁判部門を除外しているのはなぜか。

裁判所の使命は、適正迅速な裁判を実現することにある。その責務を直接担っている裁判部門については、事件数の動向や事件の難易等を踏まえた上で、上記の使命を果たすために必要な人員の確保を図っていく必要があり、本来的に計画的な人員削減にはなじまない。

○ 政府からの協力要請については、いつどのような形でなされたのか。

平成26年7月25日に内閣官房長官から最高裁判所事務総長に宛てて、書面で協力要請がされた。内容は同日「国家公務員の総人件費に関する基本方針」及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」が閣議決定

されたので、協力してもらいたいというものである。

○ 裁判所の合理化数はどのようにして決めたのか。

内閣からの協力要請を受け、行政府省における削減合理化目標数、合理化率などを見ながら、国家公務員の定員を巡る情勢が厳しさを増す中で、引き続き裁判部の充実・強化を図っていくことについて国民の理解を得るという観点に立ちつつ、事務の効率化等による削減可能数を考慮して、自主的に決めたものである。

○ 合理化数がここ数年の65人程度から昨年度と同様の71人としているのはなぜか。

閣議決定においては、業務改革を推進して定員の合理化に強力に取り組むことや毎年2%（5年10%）以上を合理化すること、また、既存業務の増大への対応は定員の再配置により対処する方針を明確にしているところであり、先に述べたような事情を総合考慮すると、昨年同様の合理化協力は不可避と判断したものである。

○ 合理化減はどの官職で受けるのか。

どの官職で受けるかについては、今後検討していくことになるが、基本的には、行(二)職を削減することになる。

- 行(二)職員の行(一)転官選考は本年度も実施するのか。

本年度も昨年度と同様、行(二)職員の行(一)事務官への転官選考を実施することとしている。具体的な転官実施者数や受入庁については、今後の定員削減の見通しや行(二)職員の定員状況、執務態勢及び事務官採用数に与える影響等とともに、各高裁からの意見も踏まえて、今後、最高裁において検討していく予定であるが、本年度も昨年程度の規模で転官選考を実施することができるのではないかと考えている。

- 仕事と生活の調和を図り、子育てや介護をしながら活躍できる職場作りをするために、本省を対象として試行的に産前産後休暇や育児時間等の取得実態に応じた定員上の措置（以下「別枠定員」という。）を行うために、今年度、要求を行わなかったのはなぜか。

行政府省においては、別枠定員の措置について、前年度に配置した定員の使用状況や各府省における産前・産後休暇等の取得実態等を踏まえて取組の推進を図ることとし、必要な措置の内容について、予算編成過程において具体化を図るとされている。裁判所において別枠定員の増員要求を行うかどうかについても、本年度、最高裁に配置した別枠定員の活用状況や、行政府省において、今後予算編成の過程で具体化される必要な措置の内容を踏まえつつ、検討を行う必要があると考えており、今回の概算要求においては、別枠定員の要求を行うことを見送ることとしたが、今後、行政府省の動向や最高裁における取組の実績等を踏まえて、検討していくことに

なる。

【増員以外】

- 7月24日に閣議了解された「平成28年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」（以下「概算要求基準」という。）の内容を説明してもらいたい。

今回の概算要求基準は、昨年とほぼ同様の枠組みではあるが、①人件費を含む義務的経費については、前年度当初予算額に相当する額の範囲内で要求し、②施設費を含む裁量的経費については、前年度当初予算額の90%に相当する額（以下「要望基礎額」という。）の範囲内で要求するとともに、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」を中期的に進めていくことを含む「骨太の方針2015」等を踏まえ、要望基礎額の30%増を上限とする要望を認めることとされている。

この枠組みを受けた予算折衝過程では、要求・要望について、施策・制度の抜本的見直しなどを通じて既存のあらゆる予算措置につきゼロベースで見直しを行い、その上で、要望基礎額に上積みで要求を認めた30%の増額分については、「安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を平成30年度まで継続させていくこととする。」との「経済・財政再生計画」における国の一般歳出の水準の目安を踏まえ措置する。」とされ、どの程度措置されるか予測困難な状況であることから、最終的な政府案の決定まで、今後極めて厳しい折衝が続くことが予想される。

- 裁判所は特別機関なのであるから、概算要求基準に従う必要はないのではないか。

今回の概算要求基準は、予算の柔軟性に乏しい裁判所にとって極めて厳しい内容であったが、裁量的経費の削減について裁判所の特殊性を主張する余地は乏しいことや昨今の厳しい財政状況等を考慮し、政府からの協力要請を受けて、裁判所としても基本的にはこの基準に沿って概算要求をすることとしたものである。

- 「要望基礎額の30%増を上限とする要望」について、裁判所では、どのような要望を行ったのか。

裁判所からは、新規分である庁舎改修による耐震化12庁に係る経費など合計70億2100万円を要望した。

- 「民事事件関係」の主なものは何か。

民事調停委員手当、労働審判員経費等である。

- 要求額が減少しているのはなぜか。

民事調停事件の事件動向を考慮の上、民事調停委員手当等の要求額

を減額したほか、前年度に計上していた督促手続オンラインシステムの個人番号カード対応改修や倒産事件処理システムのサーバ機器の改修等が終了することに伴い、それらに要する経費が不要となることが主な要因である。

○ 「刑事事件関係」の主なものは何か。

裁判員制度関係経費や心神喪失者等医療観察事件関係経費のほか、現在、国会で審議中の刑事訴訟法等の改正に伴う新時代の刑事司法制度への対応経費等である。

○ 要求額が増加しているのはなぜか。

裁判員候補者名簿管理システムのサーバ機器の更新及びそれに伴う改修等が必要となるほか、先に説明した新時代の刑事司法制度への対応経費を新たに計上したことが主な要因である。

○ 新時代の刑事司法制度への対応経費の中身は何か。

現在、国会で審議中の刑事訴訟法の改正により新たに創設される、構外ビデオリンクシステムを利用した手続を実施するために必要な機器や通信網の整備に必要な経費のほか、同じく審議中の通信傍受法の改正により、裁判所側で行うこととされている、傍受する通信等の暗号化や暗号化され

た信号の復号化をするための変換符号及び対応変換符号の作成に必要な装置等の開発経費である。

- 「家庭事件関係」の主なものは何か。

家事調停委員手当等である。

- 要求額が増加しているのはなぜか。

家事調停事件の事件動向を考慮の上、家事調停委員手当の要求額を増額したことが主な要因である。

- 録音反訳委託費の要求内容はどのようなになっているか。

事件の動向や予算の執行状況、速記官の退職者数等を考慮した要求をしている。

- 録音反訳委託費の要求額は、どの程度か。

平成27年度と同様の、5億2000万円程度である。

- I T 関連ではどのような要求を行ったのか。

裁判事務処理等のシステム経費， J ・ N E T の維持管理経費等を要求している。

- 「裁判事務処理等のシステム経費」とは具体的にどのような経費か。

裁判事務処理システム（民事・家事，刑事），督促手続オンラインシステム，保管金事務処理システム等の運用，保守等のための経費のほか，裁判員候補者名簿管理システムのサーバ機器の更新等に係る経費である。

- 

情報セキュリティについて，技術面及び運用面の双方から更なる対策強化のための方策を実施することが相当との説明があったが，この方策に係る経費は計上しているのか。

計上している。

- 要求額は，どの程度か。

これまでとってきた対策分も含め，合計で約 7 億 1 6 0 0 万円を計上している。

○ 昨年度はどの程度だったのか。

約1500万円である。

○ 具体的にどのような経費か。

情報セキュリティにかかる事柄の性質上、具体的な説明ができないことは理解してもらいたい。

なお、更なる対策強化のための方策につき、明らかにできることがあれば、その段階になり次第、説明したい。

○ 人事・給与関係業務情報システム（人・給システム）や人事事務処理システムに係る経費は計上しているのか。

人・給システムについては、現時点で導入時期が未定であることから、経費は計上していない。

人事事務処理システムについては、例年要求している保守関係費用（ヘルプデスク、サーバ機の保守）及び人事院勧告等に伴う改修費用を計上している。

○ 人・給システムの導入に関する検討状況について説明してほしい。

当面の間、人・給システムの導入を見合わせることにについては、すでにお知らせしているとおりである。

人・給システムに関する状況については、昨年8月上旬に政府内部に内閣官房副長官を議長とする「人事給与業務効率化推進会議」（議決機関）が、その下部機関として内閣官房副長官補を座長とする「人事給与業務効率化推進会議幹事会」が設置され、これらの下で具体的な検討を行うため、内閣官房内に「人事給与業務効率化検討室」が設置されたところであり、この検討体制において、国の機関における人事給与業務の見直し及び人・給システムの機能の在り方について整理が行われ、本年3月、「人事給与業務効率化に向けた改善計画」（以下「改善計画」という。）が出され、さらに本年8月に改定されたところである。

裁判所における人・給システムの導入については、上記改善計画に基づく取組状況等を踏まえて、その実現可能時期を引き続き検討していくことになる。

- 音声認識システムについては、どのような要求を行ったのか。

裁判員裁判における実運用を踏まえ、システムを円滑に運用するために必要な経費を要求することとした。

- 音声認識システムに要する費用の要求額は、どの程度か。

平成27年度と同程度の、約1億0200万円である。

- 司法修習に関連した予算要求はどうなっているのか。

司法修習生に貸与する修習資金（約４９億円，前年度比約２．８億円減）のほか，貸与申請受付等に必要な業務委託費等を要求している。

- 建替えによる耐震化として，十日町簡裁を選定した理由は何か。

老朽，狭あい庁舎の新営増築については，職員の勤務条件に関わる問題として，常に関心を持って努力しているところであり，必要性，緊急性の度合いや当事者の利便を勘案しながら，予算要求をしているところであるが，十日町簡裁は，昭和４７年建築の庁舎であり，現行の耐震基準を満たしておらず，耐震化を図る必要があるところ，新潟県十日町市から，休日救急診療センターを整備するため，現在の十日町簡裁庁舎敷地を取得したいとの要望が寄せられたことから，十日町簡裁庁舎を移転した上で建替え整備することとしたものである。

- 平成２４年度補正予算で整備が完了しなかった耐震化案件は計上されているのか。

建替えによる耐震化案件として，江差支部及び鯉沢簡裁を，改修による耐震化案件として，麻生支部及び古川支部を，それぞれ一旦，予算措置された案件であることなどから，継続分として計上している。

- 他の平成24年度補正予算で整備が完了しなかった耐震化案件が計上されていないのはなぜか。

すでに説明したとおり、平成24年度補正予算（第1号）の執行においては、多くの案件について入札の不調や不落のため契約手続の続行が困難となり、整備が完了しなかったことなどを踏まえ、予算執行の可能性が高いと言えるかどうか也十分に考慮して選定したものである。

他の平成24年度補正予算で整備が完了しなかった耐震化案件については、当該地域における今年度の公共工事の執行状況や、工事契約を取り巻く状況、入札手続への参加意思等について業者から聴取した結果などを踏まえると、平成28年度の予算執行の可能性が高いとは言えないと判断したものである。

- 他の年度予算で整備が完了していない耐震化案件はあるのか。また、そのような案件がある場合、その案件は平成28年度概算要求に計上されているのか。

入札の不調のために平成25年度補正予算で整備が完了しなかった改修による耐震化案件として、甲賀簡裁があるが、平成24年度補正予算で整備が完了しなかった耐震化案件と同様の理由から、計上されていない。

- 大阪高地裁庁舎の耐震改修について、年度の記載がないのはなぜか。

大阪高地裁については、現在設計中であり、現時点では具体的に耐震改

修工事の完成予定年度を想定できないためである。ただし、平成２８年度については、耐震改修工事に伴って必要となる仮庁舎建築工事に要する経費を計上している。

なお、大阪高地裁庁舎本館は来庁者も多い大型庁舎であり、耐震診断の結果、評価 a であったことから耐震化の緊急性が高いことは十分に認識しており、仮庁舎建築工事だけでなく、今後、耐震改修工事に要する経費が確保できるよう最大限の努力をしていきたい。

- 中目黒分室（仮称）の土壤汚染調査の結果については、どのようなになっているのか。

土壤汚染調査については、現在、発注準備中であり、平成２７年度末までに完了させる予定である。土壤汚染調査の結果については、適宜、情報提供したい。

- 今後の耐震化についてどのように考えているのか。

耐震診断の結果が評価 a 又は b の庁舎全てについて耐震安全性の基準を満足する評価 d となるよう、最大限の努力をしていきたいと考えている。

- 平成２５年度及び平成２６年度の耐震診断の結果、耐震性に「疑問あり」とされた宿舎について、耐震改修等はどうなるのか。

平成25年度に実施した耐震診断の結果、耐震性に「疑問あり」とされた[] 宿舎、[] 宿舎及び[] 宿舎については、耐震改修工事に要する費用を計上した。

また、平成26年度に実施した耐震診断の結果、耐震性に「疑問あり」とされた[] 宿舎3棟については、耐震改修のための実施設計に係る経費を計上した。

- 宿舎の耐震改修工事を実施することにより、入居者への影響はあるのか。

耐震改修工事は建物の躯体に関する工事であることから、振動、騒音、粉塵等が発生することは避けられないが、生活環境の維持・確保について最大限配慮したいと考えている。

- 宿舎の耐震改修工事を実施することにより、入居者は退去しなければならないのか。

今回、耐震改修工事に要する費用を計上した[] 宿舎及び[] 宿舎については、退去しなくとも耐震改修工事を実施できるものと考えている。
[] 宿舎については、併せて内部改修工事を実施することを予定しているため、入居者には別の居室等へ転居していただいた上で、工事を実施する予定である。

転居の時期等については、工期等が決まり次第、改めて入居者に説明する予定である。

- 平成25年度に行った耐震診断の結果「疑問あり」と判定された宿舎のうち、
[redacted] 宿舎の耐震改修工事に要する費用を計上していないのはなぜか。

入居状況等を総合的に勘案し、平成28年度の費用計上を見送ったものである。

- 平成26年度に行った耐震診断の結果「疑問あり」と判定された宿舎のうち、
[redacted] 宿舎の耐震改修工事に要する費用を計上していないのはなぜか。

入居状況等を総合的に勘案し、今回は、平成25年度に耐震診断を行った規模の大きな宿舎を優先して費用を計上したものである。